

(3) 天塩川下流・留萌川水防連絡協議会規約  
天塩川下流減災対策部会の設置要領

**天塩川下流・留萌川水防連絡協議会規約**

平成28年3月改訂

**北海道開発局**

**留萌開発建設部**

# 天塩川下流・留萌川水防連絡協議会発足主旨

河川における治水及び利水機能の拡充は、道民の生活領域活動の拡大を可能ならしめ北海

道開発に重要な役割を果たしてきた。

近年の頻発する河川災害及びこれに起因する水防対策上の諸問題の発生状況にかんがみ出

水対策の措置を徹底させるとともに、危険個所の点検・補強等管理体制の強化並びに水防体

制の整備強化を図り、水害の防止に万全を期することが、緊急かつ重要な課題となっている。

従ってこれらの課題に対して当協議会は関係水防管理団体をもって構成し、水防に関する

協議をし、流域住民の安全に資するものである。

協議会は、主として次の事項を協議するものとする。

1. 重要水防個所の周知に関すること。
2. 水防警報等の連絡系統の充実。
3. 合同の河川巡視に関すること。
4. 水防訓練に関すること。
5. 水防資材の整備状況に関すること。
6. 水防管理団体の協議会・水防計画に関すること。
7. その他

# 天塩川下流・留萌川水防連絡協議会規約

(名 称)

第1条 この協議会は、天塩川下流・留萌川水防連絡協議会（以下「本会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 本会は、留萌開発建設部が管理する一級河川の水害の防止を図るため、重要水防個所の周知、河川水防情報の提供等を本協議会を通じて、関係各機関と密接な連携を図り、流域住民の安全を確保することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、次の事業を行う

- (1) 重要水防個所の周知に関すること。
- (2) 水防情報・水防警報・洪水予警報の連絡に関すること。
- (3) 合同の河川巡視に関すること。
- (4) 水防訓練に関すること。
- (5) 水防資材の整備状況に関すること。
- (6) 指定水防管理団体の協議会・水防計画に関すること。
- (7) 減災の取組みに関すること。
- (8) そ の 他

(組 織)

第4条 本会は、次に掲げる関係機関をもって組織する。

- (1) 留萌開発建設部
- (2) 留萌振興局
- (3) 宗谷総合振興局
- (4) 旭川地方気象台
- (5) 稚内地方気象台
- (6) 留萌市
- (7) 天塩町
- (8) 幌延町
- (9) 豊富町
- (10) 北海道旅客鉄道株式会社 旭川支社

(役員)

第5条 本会には、次の役員をおく。

- (1) 会長 1名 (留萌開発建設部長)
- (2) 副会長 1名 (市町村の長から選出)
- (3) 委員 若干名 (関係機関の長)
- (4) 幹事長 1名 (留萌開発建設部次長 (河川・道路))
- (5) 幹事 若干名 (関係機関の担当者)

(運 営)

## 第6条

- 1 本会の会長は、本会を代表し、副会長とともに会務を統轄する。
- 2 本会の会長は、留萌開発建設部長とし、副会長は、委員の推薦により、会長が指名するものとする。
- 3 委員会は、必要に応じて会長が招集し、本会の運営についての基本方針を決定する。
- 4 委員は、各関係機関の長並びに担当部局長をもってあてる。
- 5 幹事長は、会長の下にあって幹事会を運営し、会務を処理する。
- 6 幹事長は、留萌開発建設部 次長（河川・道路）とする。
- 7 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集し、本会の事務の運営に当たる。
- 8 幹事会は、会の事務運営の結果について、委員会に報告し、その承認を受けなければならない。
- 9 事業を行うにあたり、別に定める部会を置くことができる。

(事 務 局)

## 第7条 本会の事務局は、北海道開発局留萌開発建設部 治水課に置く。

(雑 則)

## 第8条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は委員会が決定する。

(附 則)

この規約は、昭和57年7月20日から施行する。

(附 則)

この規約は、昭和59年8月 9日から施行する。

(附 則)

この規約は、平成 2 年 4 月 2 3 日から施行する。

(附 則)

この規約は、平成 10 年 4 月 2 3 日から施行する。

(附 則)

この規約は、平成 12 年 4 月 2 0 日から施行する。

(附 則)

この規約は、平成 15 年 9 月 9 日から施行する。

(附 則)

この規約は、平成 22 年 4 月 2 6 日から施行する。

(附 則)

この規約は、平成 26 年 4 月 2 5 日から施行する。

(附 則)

この規約は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。

(附 則)

この規約は、平成 28 年 3 月 2 3 日から施行する。

## 天塩川下流・留萌川水防連絡協議会一覧表

関係機関	委員会	幹事会
留萌開発建設部	部長 (会長)	次長(河川・道路) (幹事長) 治水課長・防災対策官 ・公物管理課長 ・留萌開発事務所河川課長 ・留萌ダム支所長・幌延河川事務所河川 課長
留萌振興局	局長	地域政策課主幹・治水課長・維持管理課長
宗谷総合振興局	局長	地域政策課主幹・治水課長・維持管理課長
旭川地方気象台	気象台長	防災管理官
稚内地方気象台	気象台長	防災管理官
留萌市	市長	総務課長
天塩町	町長	住民課長
幌延町	町長	総務課長
豊富町	町長	総務課長
北海道旅客鉄道		
株式会社旭川支社	支社長	施設グループリーダー

(参考)

決定及び改訂経過			
区分	事 項	年 月 日	備 考
決 定	決 定 施 行	昭和57年7月20日 昭和57年7月20日	
決 定	決 定 施 行	昭和59年8月9日 昭和59年8月9日	
決 定	決 定 施 行	平成2年4月23日 平成2年4月23日	
決 定	決 定 施 行	平成10年4月23日 平成10年4月23日	
決 定	決 定 施 行	平成12年4月20日 平成12年4月20日	
決 定	決 定 施 行	平成15年9月 9日 平成15年9月 9日	
決 定	決 定 施 行	平成22年4月26日 平成22年4月26日	
決 定	決 定 施 行	平成26年4月25日 平成26年4月25日	
決 定	決 定 施 行	平成27年5月 1日 平成27年5月 1日	
決 定	決 定 施 行	平成28年3月23日 平成28年3月23日	

## 天塩川下流減災対策部会設置要領

### (名称)

第1条 この会議は、「天塩川下流減災対策部会」（以下「部会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 部会は、過去の出水の教訓を踏まえ、天塩川下流における堤防の決壊や越水等に伴う氾濫に備え、河川管理者、北海道、関係町等が連携して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進し、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的として、天塩川下流・留萌川水防連絡協議会規約第6条第9項に基づき設置するものである。

### (部会)

第3条 部会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 部会に部会長を置き、会長は留萌開発建設部長をあてる。
- 3 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 4 部会長は、部会の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）を参加させることができる。

### (幹事会)

第4条 部会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、幹事長は留萌開発建設部次長（河川・道路）をあてる。
- 4 幹事長は、幹事会の事務を掌理する。
- 5 幹事会は、部会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行い、その結果について部会へ報告する。
- 6 幹事長は、幹事会の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）を参加させることができる。

### (実施事項)

第5条 部会等は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 2 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた取組方針を作成し、共有する。
- 3 毎年、部会等を開催し、取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。
- 4 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(会議の公開)

第6条 部会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、部会に諮り、非公開とすることができます。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を部会へ報告することにより公開と見なす。

(部会資料等の公表)

第7条 部会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、部会の了解を得て公表しないものとする。

2 部会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 部会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、留萌開発建設部 治水課に置く。

3 部会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、部会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、部会で定め協議会に報告するものとする。

(附則)

第10条 本要領は、平成28年 4月25日から施行する。

別表1 (部 会)

機 関 名	委 員
留萌開発建設部	部 長 (部会長)
旭川地方気象台	台 長
稚内地方気象台	台 長
留萌振興局	局 長
宗谷総合振興局	局 長
天 塩 町	町 長
豊 富 町	町 長
幌 延 町	町 長

別表2 (幹 事 会)

機 関 名	幹 事
留萌開発建設部	次長 (河川・道路) 幌延河川事務所長 治水課長 防災対策官
旭川地方気象台	防災管理官
稚内地方気象台	防災管理官
留萌振興局	
地域創生部	地域政策課
留萌建設管理部	用地管理室 維持管理課 事業室
宗谷総合振興局	主幹 維持管理課長 主幹 治水課長
地域創生部	地域政策課
稚内建設管理部	用地管理室 維持管理課 事業室
天 塩 町	主幹 維持管理課長 治水課長
豊 富 町	住民課長
幌 延 町	総務課長
	総務財政課長